綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 綾瀬スマートインターチェンジ周辺地区照合表(住工共存地区)

行為の場所綾瀬市					
				確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築し (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング第130条ス (3) カマージが出た。 (4) マルンのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ト場、水泳場その他これらいの2に定める運動施設でしていた類するものとこれに類するものこ屋、射的場、勝馬投票券であるものは観覧場又はナイトでの第130条の9の2に定め他これらに類するものが属するものを除く)が展するものを除く)が展するもの。上記に掲げるものではいて、同一用途を継若していたがの大規模の修繕若しくい	発売所、場外車 クラブその他こ かるもの る用途の建築物 て、建築物を建		適不適
建築物等の高さの最高限度	絶対高:16m ただし、地区計画の決定の 16mを超えるものは、この			② m	適 不適
建築物等の 形態又は色 彩その他の 意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色 形状は、周囲の景観と調和		彩、大きさ及び ^唇	③	適不適
垣又は柵の構造の制限	1 道路に面する部分に設け 内側に植栽帯を設けたもの 2 隣地に面する部分に設け により設置が義務付けられ 可能なもの 3 前2項の規定は、フェン び門柱その他これに類する でない。	る場合(ガソリンスタント ているものを除く。)は、 シス等の基礎で、高さ0.4	等で関係法令 生け垣又は透視 m以下のもの及	4	適不適
照合結果	□ 適 □ 不適	抵触規定()		
備考	適用除外・緩和規定等	□ 有()		□ 無
照合者	職名	氏 名			

備考:太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法:

①には建築物等の用途 ②の欄には数値 ③④には計画概要を記入してください